

視覚障がい者に対する窓口対応（代筆・代読）について

当金庫では、CSR（企業の社会的責任）やCS（お客様満足度向上）の一環として視覚障がい者の方が通常の手続・対応が困難な場合に下記のとおり対応することで、スムーズに取引ができるようにしております。

記

視覚障がい者の方がご来店され「障害者手帳」によりご本人であることが確認できた場合以下のとおり対応いたしますのでお申出ください。

1. 職員による代筆について

視覚障がい者の方より代筆の申出を受けた場合、伝票等への記入や自署が困難であると役席者が判断した場合は、役席者が立会いのもと職員が代筆をいたします。

【代筆する取引】

- ・預金に関する各種取引書類（新規、入金、払戻し、解約、カード発行など）
- ・振込取引
- ・各種届出書（住所変更、通帳などの喪失届、改印届等）

※当座勘定取引、融資に関する取引、保険商品、投資商品購入などは対象外です。

2. 窓口振込手数料の減免

窓口で視覚障がいの申出を受けた場合、振込手数料をATMによる振込と同額にさせていただきます。

3. 取引内容の代読（説明）

視覚障がい者の方に代筆内容を確認していただく手段として、代筆内容を職員による代読によりご確認をいただきます。

以 上